

資源の更なる有効利用等「新・京都市ごみ半減プラン」点検・推進部会（仮称） の設置（案）

1 設置目的

平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」の進ちよく管理と、ごみ減量の取組、資源の有効利用等を着実に推進していくため、京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）第34条第1項に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の下に、標記の部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 検討事項

- (1) 「新・京都市ごみ半減プラン」の進ちよく管理、成果の評価（以下「進ちよく管理」という。）
- (2) 食品ロス削減等の市民・事業者の行動場面別のごみ減量メニューの検討（以下「減量メニューの検討」という。）
- (3) ごみ減量の取組による減量効果の検証（以下「減量効果の検証」という。）

等

3 構成

- (1) 委員定数
10名程度
- (2) 部会員
平成26年度に条例改正及び新プランの策定等について御審議いただいた「ごみ減量施策検討部会」の委員を中心に構成する。
- (3) 部会長
規則に基づき、審議会会長から御指名いただく。

4 設置時期

本日の審議会において承認いただいた後、速やかに設置する。

5 検討の進め方

- ・ 進ちよく管理を継続的に行う。
- ・ 平成27年中を目途に減量メニューの検討を行い、併せてその減量効果の検証も行っていく。

<参考>京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（部会）

第34条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。